

幸手都市計画土地区画整理事業の変更（宮代町決定）

都市計画宮代和戸横町地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	宮代和戸横町地区土地区画整理事業	
面 積	約 19.6 ha	
公 共 施 設 の 配 置	道 路	施行区域外の都市計画道路 3・4・59 備中岐橋通り線を根幹として、区画道路（幅員 12～6m）、歩行者専用道路（幅員 4m）を宅地の利便に供するように適宜配置する。
	公 園 及 び 緑 地	土地利用や誘致距離等を考慮し、東側街区に 1 箇所、西側街区に 2 箇所、区域面積の 3 %以上の公園を配置する。
	その他の 公共施設	雨水については、東側街区に整備する調整池に一時貯留した後、地区外農業用排水路に放流する。 上水道については、既設水道管に接続することで、宮代町公営水道を活用する。 下水道については、区域内の下水を適切に処理できるように、下水道を配置する。
宅地の整備	ゆとりある 2つの区画の形成により工業系及び流通系施設の立地を誘導し、周辺環境に配慮した工業団地を形成する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、町北部に位置し、主要地方道春日部久喜線に近接しており、「宮代町都市計画マスタープラン」において、環境と調和した工業団地を整備する地区として位置付けられている。しかし、現状、大部分が農地であり、工業団地を整備するための宅地及び区画道路の整備がなされていない。

以上のことから、道路及び公園などの公共施設を整備改善するとともに、工業系土地利用を図るための宅地の整備を行い、良好な工業団地の創出を図るため、土地区画整理事業施行区域約 19.6 ha を都市計画決定するものである。

都市計画として定める区域

南埼玉郡宮代町大字和戸字横町、字沖野山、字沖後及び字備中岐の各一部
大字国納字横町及び字八河内の各一部